道路事前相談カード　　　神奈川県平塚土木事務所建築指導課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　相談年月日：　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 相談者の概要 | １【区 分】（設計会社・不動産会社・測量会社・金融機関・一般）２【住所】（　　　　　　　　　　　　　　　　）３【氏 名】（　　　　　　　　　　　　）４【電 話】（　　　）－（　　）－（　　　） |
| 相　談目　的 | １　土地の売買のため２　建築設計のため（予定建築物の概要：　　　　　　　　　　　　　）３　不動産売買の重要事項説明資料のため４　土地の担保価値の判断資料のため５　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 相　談道　路概　要 | 地域地区 | ・市街化調整区域・市街化区域（１低住専・２低住専・１中住専・２中住専１住・２住・準住・近商・商業・準工・工業・工専） |
| 路　　線近傍地番 |  | 平成（　　　）年度版明細地図P　　・　　・ |
| 道路の所有・管理区分 | 市町 | 市町道（　　　　）号線・農道・その他（　　　） |
| 国 | 赤道・けい畔・その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 私 | 所有（管理）者名： |
| 道路幅員 | 認定・管理　幅員：（　　　　）ｍ～（　　　　）ｍ現況幅員　　　　：（　　.　　）ｍ～（　　.　　）ｍ |

【道路相談に必要な資料関係】

１　相談路線又は相談建設地が特定できる案内図・明細地図等（相談部分を朱書）

２　相談内容により、以下の資料の提出が必要となります。（県が指定する。）

1. 公図の写（作成者・作成年月日記載）
2. 道路査定図（官管理道路の場合）、

道路部分の登記簿謄本（写又は登記事項要約書）（民地の場合）

1. 基準時の建築物と登記簿謄本（写）
2. 道路の現況図と写真（撮影場所を明記）
3. 当該道路の狭隘事業協議の状況
4. 相談者の見解

☆道路判定の迅速化を図るため必要な関係資料の提出にご協力下さい。